

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(登録事項)<br/>第六条 (略)</p> <p>2 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、前項の厚生労働省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、その氏名又は通称とする。</p> <p>(登録証の書換え)</p> <p>第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。</p> <p>2 作業環境測定士は、法第七条第三号又は第六条第一項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、作業環境測定士登録証書換申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録の基準)<br/>第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、<u>第六条第一項第一号に定める事</u></p> | <p>(登録事項)<br/>第六条 (略)<br/>(新設)</p> <p>(登録証の書換え)</p> <p>第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。</p> <p>2 作業環境測定士は、法第七条第三号又は第六条に掲げる事項について変更しようとするときは、作業環境測定士登録証書換申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録の基準)<br/>第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、<u>第六条第一号に定める事項につ</u></p> |

項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。  
二〇四 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号に規定する事項について登録を受けているもの

ロ (略)  
二 (略)

附 則

(作業環境測定士の資格等に関する経過措置)

第二条 令附則第三条の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一項第二号の規定にかかわらず、その者が合格した第一種試験において選択した分析の技術に関する科目に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。

2 (略)

第三条 令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一項第二号の規定にかかわらず、その者が簡易測定機器以外の機器を用いて実施している作業環境測定に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。

2〇5 (略)

いて登録を受けている作業環境測定士が置かれること。  
二〇四 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者を実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一号に規定する事項について登録を受けているもの

ロ (略)  
二 (略)

附 則

(作業環境測定士の資格等に関する経過措置)

第二条 令附則第三条の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一号の規定にかかわらず、その者が合格した第一種試験において選択した分析の技術に関する科目に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。

2 (略)

第三条 令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一号の規定にかかわらず、その者が簡易測定機器以外の機器を用いて実施している作業環境測定に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。

2〇5 (略)